

# 平成 27 年度病院医学教育研究助成成果報告書

報告年月日：平成 28 年 4 月 11 日

研究・研修課題名	平成27年度がん登録実務 初級認定者研修
研究・研修組織名（所属）	院内がん登録委員会
研究・研修責任者名（所属）	鈴宮 淳司 （腫瘍センター）
共同研究・研修者名（所属）	今岡 妙子 （医療サービス課）

## 目的及び方法、成果の内容

### ① 目 的

わが国のがん対策の一環として、医療機関等においてがん登録に関わる作業に従事するがん登録実務者に対し、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録および院内がん登録の標準化と普及、および院内がん登録に関する高度で専門的な知識及び技術を修得することを目的として、がん登録の実務に関する研修および認定事業が実施されることになった。昨年度までの「院内がん登録実務初級者研修」を「がん登録実務初級者認定事業」に移行し、所定の成績を収めた者を「がん登録実務初級認定者」として国立がん研究センターが認定し、4年毎に更新する。がん登録実務者とは、診療録から情報を収集し標準登録様式に則って適切に登録を行う役割を担う者である。

院内がん登録とは、自施設でがんの診断・治療を受けた全ての患者についてがんの情報（原発部位、組織型、病期、初回治療情報、予後等）を収集し標準的な定義・様式に則って登録する仕組みである。収集・蓄積された情報を集計・解析することが施設のがん診療の実態の把握、がん診療の質の向上、がん患者さんの支援の一助となる。

平成 19 年 4 月よりがん対策基本法が施行され、がん診療の均てん化を推進するためにがん診療連携拠点病院が指定され、年々拡充されてきた。これらの拠点病院は各都道府県や地域のがん診療の拠点となり、各種の医療機関との有機的な連携を図る役割を担うと共に、院内がん登録の体制整備を通じて施設のがん診療の実態を把握し、さらに県や国レベルのがん対策の策定や進捗評価のために、そのデータを国立がん研究センターへ提出することが指定要件として定められている。

当該研修は、がん登録実務に関する基本的な知識・技術を有する院内がん登録実務初級修了者を対象としている。より高度で専門性の高い知識・技能を修得することで、がん登録業務を円滑に遂行し、院内がん登録全国集計や全国がん登録（2015 年診断症例までは地域がん登録）へ精度の高いデータを提供することが期待される。

## ②方 法

②-1) 下記の研修会を受講することで、最新の知見を得る。

研修会名・・・がん登録実務初級認定者研修

開催主体・・・独立行政法人国立がん研究センター がん対策情報センター

開催場所・・・国立がん研究センター 築地キャンパス内国際交流会館

受講対象・・・平成 26 年までに「院内がん登録初級者研修を修了した者

受講日・・・平成 27 年 10 月 8 日

研修概要・・・下記の内容を中心とした講義形式（演習含む）の研修

a) がん登録法制化後のがん登録についての情報提供

b) 「新 標準登録様式」の定義と方向性

c) 臓器の病期分類

②-2) 下記試験を受験するために出題範囲について国がんから提供される最新のテキストや e-ラーニングシステムを利用して自学することで、がん登録実務で求められる内容についての理解を深める。試験の合格者は「みなし認定者」から正式な「初級認定者」となる。（有効期間 4 年間）

### 《認定更新試験》

試験名称・・・平成 27 年度 がん登録実務 初級認定者認定更新試験

主催・・・国立がん研究センター がん対策情報センター

対象・・・平成 26 年度以前に院内がん登録実務初級者研修を修了し、今年度開催された「がん登録実務初級認定者研修」を受講した者

目的・・・院内がん登録実務初級認定者の知識等のレベルを一定に保ち、安定した質のよいデータを全国がん登録集および院内がん登録全国集計に提供できることを目的とする。

試験日・・・平成 28 年 2 月 1 日

試験方法・・・Web 上の試験サイトにアクセスし、受験する。

出題範囲・・・下記の内容から出題される。

#### 1) がん登録の基礎知識

①がんの病態生理（がん概論）

②がん登録の歴史・制度（がん登録概論）

#### 2) 院内がん登録の運用

①標準的院内がん登録の仕組みを理解する（院内がん登録システム論）

②ICD-O-3 のルール（ICD-O-3 概論、ICD-O コーディング法）

③全国がん登録との関連も含めた標準登録様式の定義・内容

#### 3) 病期分類

①病期分類の概要（病期分類概論）

#### 4) 各臓器の解剖・整理と病期分類の関係

①臓器の解剖と生理（胃・大腸・乳腺・肺・肝臓）

②病期分類（胃・大腸・乳腺・肺・肝臓）

#### 5) 登録実務法

①全国集計の集計方法を理解する（院内がん登録全国集計報告書）

#### 6) その他（該当年度の認定者研修の内容より）

①全国がん登録の意義と方法（該当年度の認定者研修の内容より）

②新しい標準登録様式の方向性（該当年度の認定者研修の内容より）

### ③成 果

本年の研修会は a) がん登録法制化後のがん登録についての情報提供、b) 「新 標準登録様式」の定義と方向性、c) 臓器の病期分類が研修の主軸であった。研修の内容については後述する。

平成 27 年度は院内がん登録全国集計締切が 1 ヶ月前倒しされたことに加え全国がん登録の準備を平行して行なわなければならない厳しい状況であったにもかかわらず、がん登録担当の常勤職員が 1 名減となった。しかしながら、院内がん登録・地域がん登録共に前年の実績を 100 件以上上回る件数を遅滞なく提出し、提出前に行うエラーチェックでも良好な成績であった。研修で得られた情報や知識を登録室内で共有することで受講者だけでなく、実務担当者全体のスキルや意識が向上し、本院の登録精度の向上や迅速化を図ることができた。全国がん登録が開始されると、情報の精度により施設が階層化される。施設としてどのように対応していくのかメリットデメリットを踏まえて議論し決定する必要があることが分かった。

また、本院は都道府県拠点病院として、島根県のがん登録において主導的な立場を求められているが、島根県がん登録研修会や地域がん登録内容照会等を通じて知識や技術の伝達を行い、県全体のがん登録の推進や登録精度の向上にも寄与した。

全国がん登録の開始には患者会の強い後押しもあり、期待が高まっている。一方その登録精度や安全管理に厳しい視線が向けられることは必至であり、それに答えるべく、施設は体制や運用を整備し、実務者は登録スキルの維持向上に努めなければならない。院内がん登録全国集計データも今後は公開範囲の拡大が想定される。単なるデータの収集・蓄積にとどまらず、集計・解析や品質管理を強化する必要がある。そのために、今後も貴重な情報収集やスキルアップの場である研修会の受講が必須である。

研修者は、平成 21 年度に初級修了者研修を修了しており今年度の認定更新試験の対象者となっているため、初級認定者更新試験を受験した。試験結果は、①基礎、②解剖・生理、③病期分類、④全国集計等、⑤総合の 5 項目に分けて各々評価され、全ての項目で A 判定（80%以上の正答率）を獲得し合格した。これにより、以後 4 年間にわたり「みなし認定者」から正式な「初級認定者」の資格を有することとなり、本院の登録データについて一定の担保がなされた。

本年の研修により得た知見は以下のとおりである。

#### a)がん登録法制化後のがん登録（全国がん登録と院内がん登録）についての情報提供

平成 28 年 1 月から施行されるがん登録推進法は、全国がん登録の実施やこれらの情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項等を定めている。この法律において下記のように定められている。

全国がん登録：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること

院内がん登録：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報を記録し、保存すること

法施行後は、全ての病院と指定された診療所は、各都道府県の登録室へがん患者の罹患情報を届出ることが義務化される。各都道府県で突合・整理された 罹患情報は国（国立がん研究センター）の全国がん登録データベースにおいて、再度、突合・整理される。また、これらの罹患情報は、市町村から人口動態調査として国に報告された死亡情報と突合・整理される。このようにして、国内のがん患者さんの情報を国が一元的に管理することで、がんのより正確な罹患率や生存率等の把握が可能になる。また、これらの登録情報をがんに係る調査研究に活用し、その成果は国民に情報提供される。

がん登録データには個人情報等の機微な情報も多く含まれるため、この法律の中で個人情報の保護等についての規定があり、全国がん登録情報等の適切な管理や目的外利用の禁止、秘密漏示等の罰則についても厳格に規定されている。登録実務者が負う責任は重く今まで以上に登録情報の安全管理や病院全体の組織構築が求められる。

「がん登録推進法第 44 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が院内がん登録の指針を定める。指針の中で院内がん登録の意義をはじめ、院内での組織体制整備、運用、標準的な登録様式、登録対象者の抽出、品質管理等院内がん登録のルールが規定される。全国がん登録開始に合わせて定義やコーディングルールの変更が行われ、登録項目のみならず、ケースファインディング（登録候補の見つけ出し）の方法や登録のタイミングまで標準化される。実務において、当面は従来の標準登録様式と新様式が平行して行われる状態になるため、両者に対応する二重構造を有するデータベースを整備する必要がある。また、がん登録推進法施行後も、診断年によってそのデータの扱いや責任の及ぶ範囲が異なることを理解した上での登録や管理が肝要である。

平成 28 年度は従来の方式と新方式が平行している状態が発生する。また、当院は地域がん登録の中央登録室の役目を担っており、地域がん登録から全国がん登録への円滑な移行が求められている。本研修を受講することで、法制化後の新ルールに迅速かつ適切に対応するための情報を得ることができ、登録室運営の準備や登録精度の維持・向上につなげることができた。

認定者制度の開始については、がん登録データの精度を保つため、十分な知識や技能を有する者に実務に携わって欲しいという患者会からの要望を取り入れたものである。

## b) 「新 標準登録様式」の定義と方向性

2016 年 1 月診断症例からは全国がん登録にあわせて改訂される「新標準登録様式」に則って院内がん登録実務を行う。全般的に項目の変更や選択肢の変更が行われているが、登録項目についての基本的な考え方は従来通りである。しかし、下記については大きな変更があるので注意を要する。

### ■登録対象の追加

従前は登録対象外として扱っていたが、追加された。

- ・ 中枢神経系腫瘍（性状コード/0、/1）が対象 C70.1(脊髄膜)、C72.0(脊髄)、C72.1(馬尾)
- ・ 境界悪性（性状コード/1）の卵巣腫瘍のうち、以下のもの  
境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍（8462/1） - 境界悪性漿液性のう胞腺腫（8442/1）  
境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍（8463/1） - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫（8451/1）  
境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫（8473/1） - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍（8472/1）  
境界悪性明細胞のう胞腫瘍（8441/1）

### ■初回治療情報

従来は自施設の初回治療に限定して収集してきたが、複数の施設にまたがって初回治療が行われた場合に他施設で実施された治療情報も登録が必要となった。現病歴だけでなく、診療情報提供書等の情報を今まで以上に確認する必要がある。

## c) 膵臓の病期分類

膵臓とその周囲臓器の解剖学、膵臓の機能、好発する組織型と U I C C T N M 分類を中心とした講義と演習が行われた。

\* 国立研究開発法人 国立がん研究センター  
がん登録実務初級者 認定証 受領済 【2016 年 3 月 1 日】